

報道機関各位

発信日	令和2年4月28日	担当者名	古賀 泰伸
担当課	学校教育課	電話番号	85-3520

## 市立小・中学校の臨時休業期間を延長

### 5月7日・8日の臨時休業について

事業内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のとおり市立小・中学校の臨時休業期間を延長します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 延長の理由 県から臨時休業延長の要請があつていること、佐賀県及び他県近隣の状況とを考慮し、5月7日からの学校再開が困難と判断した。</li><li>■ 臨時休業の延長期間 令和2年5月10日（日）</li><li>■ 学校施設での児童生徒の受け入れ口 5月7日(木)、8日(金)、8:00 から 16:00 までを基本。登校日となっている児童生徒は、下校時刻から受け入れる。 ・ 受け入れ条件…4つの条件を全て満たす家庭 ①鳥栖市立各小中学校に在籍している児童生徒 ②臨時休校期間中において、8:00 から 16:00 までの時間帯が留守となる家庭 ③お子様だけの留守番が困難な家庭 ④小学生については、保護者等による登下校時の送迎が可能な家庭</li><li>■ なかよし会 なかよし会利用者…14:00 から 18:00 まで 延長 19:00 まで</li></ul>
------	---

添付資料	
------	--

関連サイト	
-------	--